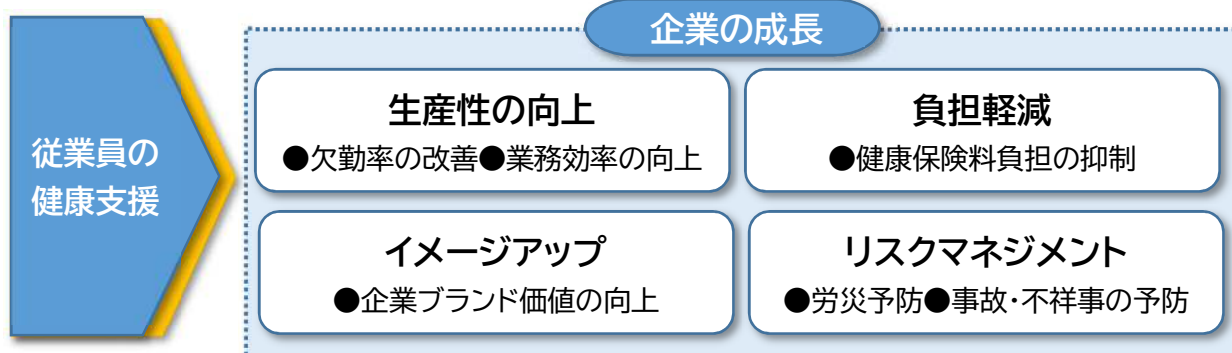


従業員の健康づくりで 会社の未来を創る

健康経営に取り組みませんか

「健康経営®」とは、従業員の健康増進を企業が成長する投資ととらえる考え方で、従業員の健康管理や健康づくりに積極的に取り組むことで、組織の活性化や生産性の向上、企業価値の向上などの効果が期待されます。



健康経営事業所の認定を始めました

東大阪市では、健康経営に取り組む企業を応援するため、「健康経営認定事業所」として認定し支援する取り組みを始めました。



認定事業所のメリット

企業イメージ
認定事業所は市のウェブサイト公表され、優良企業としての印象を広くPRできます。

認定マークの使用
認定ロゴマークを名刺や自社のHPで使用でき、認定事業所であることを周知できます。

専門職の支援・派遣
健康経営の取り組みを進めるための相談や、健康講座のための専門職派遣等の支援を受けることができます。また、「健康経営優良法人」申請の支援を受けることもできます。

認定の流れ

応募

電子申請システムまたは応募用紙の提出(Eメール、FAX、持参)で応募します。

認定審査

①申請書類と
②事業所へのヒアリング(電話、メール、訪問等)で審査します。

認定証の交付

認定が決定すると、認定証が送付されます。認定期間は応募の翌年度から3年間です。

認定区分(健康経営のステップ)



1つ星 ★

健康経営の概念を理解し、健康経営に取り組むことを健康経営宣言等で明文化しているもの。

2つ星 ★★

健康経営を進めていく体制を整備し、従業員の健康課題を把握して取組を行っているもの。

3つ星 ★★★

健康経営の取組結果を評価し、次の取組へ反映させているもの。

応募方法

提出書類 ①応募用紙 ②チェックリスト

(市ウェブサイトからダウンロードできます)

応募方法 ①東大阪市電子申請システム

②Eメール kenkodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

③郵送 〒578-0941東大阪市岩田町四丁目3番22-300号
東大阪市 健康部 保健所 健康づくり課

④持参 ③と同じ

のいずれかで提出してください。

応募期間 随時

★詳細は市ホームページをご覧ください。 [東大阪市健康経営認定制度](#) [検索](#)



※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

東大阪市健康部保健所健康づくり課

電話:072(960)3802、FAX:072(970)5821

E-Mail: kenkodukuri@city.higashiosaka.lg.jp